

令和7年度江南市住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金制度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

クリーンエネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、市内の住宅に以下のゼロカーボン推進設備を導入される方へ、次の要領で設置費の一部を補助します。

補助対象設備と要件

※対象設備ごとに以下に該当するもので、未使用品に限ります。

・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

江南市で補助対象となるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）とは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅で、愛知県が実施する「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の交付の対象として、指定されたもの。

《次の設備で構成されるものが補助対象》 ※発電システムとHEMSは必須条件

・住宅用太陽光発電システム（発電システム）

愛知県が実施する「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の交付の対象として、指定されたもの。太陽電池の最大出力値が50kW未満のもの。（全量売電は対象外となります。）増設の場合は既設部分を含め発電システムが50kW未満のもの。

・家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

愛知県が実施する「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の交付の対象として、指定されたもの。

・高性能外皮等

新築戸建て住宅のうち、ZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）、換気設備。BELS評価書にてZEHの表示がされるもので「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の交付の対象として、指定されたもの。

※補助対象設備であることを必ず申請前に確認してください。（ホームページより確認ができます。）

補助金額

16万2千800円

※補助対象経費が16万2千800円未満の場合、補助対象経費が上限（百円未満は切捨て）

補助対象者

※すべてに該当すること

- ・市内に自ら居住するため、ZEHを新築または新築のZEHを購入する方。
（転居を伴う方は実績報告までに設備設置場所への住民登録が必要です。）
- ・発電システムで発電した電気を自ら使用する目的で電気事業者と契約を締結する方。
- ・ZEHの表示のあるBELS評価書を取得している方、又はBELS評価書にてZEHの基準以上を補助の要件とする国のZEH支援事業の交付確定を受ける方。
- ・市税を滞納していない方
- ・市への実績報告が令和8年3月10日（火）までに完了する方。

※申請につきましては、国の交付決定通知書又はZEHの記載のあるBELS評価書が必要になります。

※ZEH単独の補助申請の場合は住宅引渡し前に申請をお願いします。

※ZEH以外の設備を同時に申請する場合には、ZEH以外の設備の工事着工前に補助申請をしていただく必要がありますので、申請の時期にご注意ください。なお、燃料電池システム等の補助対象設備付きのZEHを購入する場合、ZEH以外は補助申請できません。ZEH以外は工事着工前申請となりますのでご注意ください。

交付申請

※申請窓口は市役所環境課です。

住宅引渡し前までに、次の書類を提出してください。なお、ZEH以外の設備を同時に申請する場合には、ZEH以外の設備の工事着工前に補助申請をしていただく必要があります。

1 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金交付申請書（様式第1）

※P1～5までありますので、必ず5枚全て記入の上、提出をしてください。

また、各チェック欄にも内容を確認したうえで、必ずチェックを入れてください。

2 工事請負契約書等又は新築のZEHの売買契約書の写し

※契約者控えの写しで、収入印紙の添付があるもの

申請時点で契約変更している場合は、変更契約書も合わせて提出してください。

3 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置図

4 工事着工前のカラー写真 ※不鮮明な写真は不可

- ・新築の場合・・・申請時の建築予定地を写したもの（着工している場合は建築中の写真）
- ・購入の場合・・・住宅の全景が確認できるもの

5 その他参考となる書類

①国のZEH支援事業の交付決定通知書で申請した場合

- ・国のZEH支援事業の書類の写し

（交付決定通知書・交付申請の内容がわかる書類）

②ZEHの表示のあるBELS評価書で申請した場合

- ・BELS評価書
- ・製品仕様書（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、HEMS）

※製品仕様書とは、「申請する設備の内訳」に記載する型式など詳細の明記があるパンフレット等の資料です。

※ZEH単独の申請の場合は住宅引渡し前の補助申請が必要です。

※ZEHと蓄電システムなどの他設備を同時に申請する場合の注意点

- ・他設備の工事着工前の補助申請が必要です。
- ・工事着工届（様式第7）の提出が必要です。
- ・他設備についての申請手順・必要書類等を必ず確認して下さい。

※予算に限りがありますので先着順とさせていただきます。事前にお問合わせください。

○交付申請後の手続きについて

交付決定

市役所から交付決定通知書（様式第2）を送付します。通知の内容をご確認ください。

※ZEHと他設備を申請する場合に必要な手続き

工事着工届の提出

- ・交付決定を受けた日から60日以内に工事を着工し、工事着工届（様式第7）を、一番設置が早い申請設備の工事着工後10日以内、または交付決定を受けた日から60日以内のいずれか早い日までに提出してください。また、設置予定場所から変更する場合は、着工前に新たな設置場所を撮影し、工事着工届とともに写真を再提出してください。

※期限内に届出がない場合は、申請を取下げたものとみなしますのでご注意ください。

※申請設備によっては実績報告の際に製品の型番、製造番号等を記載したラベル写真が必要となります。雨よけ設置前など、撮影可能な時期にあらかじめ撮影してください。

○設置後の手続きについて

実績報告

完了日から60日以内または令和8年3月10日（火）のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

①国のZEH支援事業の交付決定通知書で申請した場合

- 1 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金実績報告書（様式第8）
※P1～6までありますので、必ず6枚全て記入の上、提出をしてください。
また、各チェック欄にも内容を確認したうえで、必ずチェックを入れてください。
 - 2 設備の設置又は購入に係る領収書の写し
 - 3 住民票の写し ※様式第8－1の中の閲覧についての承諾がある場合は不要
 - 4 余剰電力売電の場合・・・電力受給契約書の写しなどの、余剰電力買取方式であることが
確認できるもの ※発電設備の設置場所と住民票の住所が一致
全量自家消費の場合・・・低圧連系の承諾が確認できるもの
 - 5 太陽電池モジュールの割付図
 - 6 住宅の引渡し証明書等(引渡日の確認ができるもの)
 - 7 国のZEH支援事業の完了実績報告書と補助金交付確定通知書の写し
 - 8 設備のカラー写真 ※不鮮明な写真は不可
・国のZEH支援事業の実績報告に提出した写真で、全景を含むZEHを構成する設備
の設置状況が確認できるもの
 - 9 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金請求書（様式第10）
- ※完了日は国のZEH支援事業の交付確定日としてください。

②ZEHの表示のあるBELS評価書で申請した場合

- 1 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金実績報告書（様式第8）
※P1～6までありますので、必ず6枚全て記入の上、提出をしてください。
また、各チェック欄にも内容を確認したうえで、必ずチェックを入れてください。
- 2 設備の設置又は購入に係る領収書の写し
- 3 住民票の写し ※様式第8－1の中の閲覧についての承諾がある場合は不要
- 4 余剰電力売電の場合・・・電力受給契約書の写しなどの、余剰電力買取方式であることが
確認できるもの ※発電設備の設置場所と住民票の住所が一致
全量自家消費の場合・・・低圧連系の承諾が確認できるもの
- 5 太陽電池モジュールの割付図
- 6 住宅の引渡し証明書等(引渡日の確認ができるもの)
- 7 HEMSの製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものの写し
※保証書の場合は契約者控えの写し（販売店控えは不可）
- 8 設備のカラー写真 ※不鮮明な写真、画面をプリントしたものは不可
・住宅の全景写真
・太陽電池モジュールの設置状態が全て確認できる写真
・HEMS本体の設置状況がわかる写真（設置場所が分かるよう周辺も含めたもの）
・モニターが起動している状態が確認できる写真 ※スクリーンショット不可
（例：電力使用量や発電量を表示している画面など）
・ZEHに必要な設備（空調設備、給湯設備、換気設備）の設置状況がわかる写真
- 9 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金請求書（様式第10）

※完了日は発電システムの電力会社との系統連系・受給開始日、再生可能エネルギー発電事業計画の認定日、保証書に記載された保証開始日、領収書発行日、又は引渡日としてください。

※転居を伴う場合には、必ずシステム設置場所に住民登録してから実績報告をしてください。

※ 3月10日までに実績報告に必要な全ての書類を提出できない場合には、交付決定通知書を受け取っていても補助金の交付はされません。

○申請内容を変更する場合や設置を取りやめた場合について

計画変更の申請

交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や設備の設置を中止する場合は、速やかに住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金計画変更承認申請書(様式第3)を提出してください。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできません。

※添付書類が必要な場合がありますので、申請窓口までご相談ください。

○その他

- 要綱様式の変更がありますので、必ず令和7年度の要綱をお読みいただき、今年度の様式で手続きをしてください。
- 申請手続きをされる前に、実績報告までに必要な書類(領収書の写し、型式や製造番号がわかるラベルの写真や出荷証明書など)を確認していただき、随時ご準備をお願いします。
- 郵送(メール、FAXは受付不可)での書類の提出は可能ですが、郵送事故等の責任は負いかねますのでご注意ください。
- 実績報告(必要な場合は工事着工届)の書類の提出については提出期限が設けてあります。添付書類も含め要綱で定める期限内に書類が提出できない場合には補助金の交付はされませんので提出期限を厳守してください。特に年度末は2月末をめぐに実績報告書類の提出をお願いします。
- 請求書(様式第10)を書き損じた場合は、新しく書き直してください。
- 交付決定後に別システムの申請をする場合には、重複する書類も再度提出が必要になります。

○問合せ先・申請窓口 市役所経済環境部環境課 電話 0587-54-1111 (内線 421)

必ずご確認ください

家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の 補助対象機器について

江南市では家庭用エネルギー管理システム（HEMS）について、以下の要件を満たす機器を補助対象としています。申請をされる前にご自身で必ずご確認ください。申請書のP1の「※対象システムの確認」にチェックができる場合に申請をしてください。

1. 以下の機器要件をすべて満たすもの

～愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領（抜粋）～

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。

イ タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。

エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。

オ 一つ以上の設備又はエネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。

カ 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。

キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。

2. 国が平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ記述導入促進事業費補助金（補助事業は終了）において補助対象機器として登録していたもの

参考：SII 補助対象機器一覧検索 https://sii.or.jp/hems25r/file/search_list.pdf